

◇礼文町民間賃貸住宅建設促進助成制度について◇

礼文町では、良質な賃貸住宅の供給と定住促進を目的として、町内に賃貸集合住宅（アパート等）を建設する個人又は法人に対して、その費用の一部を助成する制度ができましたのでお知らせします。

○賃貸住宅

- ・建築基準又は町が定める基準に適合する1棟4戸以上の集合住宅です。

○対象者

- ・賃貸住宅を建設し、所有者となる個人又は法人です。

○助成限度額

- ・1LDK（40㎡以上）・・・1戸当たり250万円以内
- ・2LDK以上（50㎡以上）・・・1戸当たり350万円以内
- ・土砂災害特別警戒区域内の場合は、50万円を限度に加算します。

○施行期間 令和2年4月1日～令和7年3月31日（5カ年）

○その他

- ・所有者が個人の場合、2親等以内の親族は入居できません。
- ・所有者が法人の場合、従業員又は役員等は入居できません。
- ・毎月の家賃の限度額は、1LDK（5万円）・2LDK以上（6万円）又は1戸当たりの建設費の3/1000以内です。

○お問合せ 礼文町役場建設課 建築係 TEL86-1001

